

# 天明5年(1785)における“かるかん”などの菓子の価格について

## Official Prices of “Karukan” and Other Confections in the Tenmei 5 (1785)

大山重信・花園冬子

Shigenobu Ooyama and Fuyuko Hanazono

(Received September 1, 1988)

“Reccho - seido” is one of the most important and fundamental documents of the old Satsuma clan. “Syakugin - urimono - buai - narabini - syoshiki - nedan - sadame” is a part of “Reccho - seido vol. 58”, and simply put, it is the control ordinance over prices, rates, and wages of various items in its character. The prices of 13 kinds of confections including “Karukan” are also listed in this document.

So, it was attempted to measure the monetary value of “Karukan” and other confections in the Tenmei 5 (1785). The prices for 13 kinds of confections (“Karukan”, “Yokan”, “Koremochi”, “Masarekan”, “Kasutera” and others) were compared with the daily amount of wages for carpenter, plasterer, stonemason which were listed in the same document. The daily amount of wages in the Tenmei 5 (1785) was further compared with that in these days.

As a result of the comparison stated above, the monetary value of “Karukan” in those days turned out far more expensive than the authors expected.

According to Haraguchi<sup>2)</sup>, the date of the document referred to prices of confections including “Karukan” is March of the Tenmei 6. But, the authors found that the correct date is December of the Tenmei 5.

さきに筆者らは、かるかんに関する文献をとりまとめ、「かるかんの起源について」と題して発表し、その中でかるかんの価格にもふれた<sup>1)</sup>。すなわち、原口虎男は「列朝制度 卷之五十八」の「借銀売物部合並諸式直段定」の中に、かるかんの価格に関する記録があることを発見し、このような記録のあることは、かるかんが『もう200年ぐらい前には、お菓子やさんで一般に売り出されていたことを証明する。』<sup>2)</sup>と考えた。しかし、筆者らは、かるかんの材料の一つである砂糖が、恐らく当時安価ではなかったと思われるところから、かるかんも決して値段の安いものではなく、一般に売り出されていたとしても、庶民が容易に賞味できるものではなかった

であろうと考えた。そこで、かるかんの価格と、天明年間における物価<sup>3)</sup>とを比較し、かるかん一箱は酒1斗と同等の価格であるとしたが、この酒1斗の価格は京都におけるものであり、鹿児島におけるものではなかったので、正しい比較をしたことにはなりにくい難点があった。

その後、筆者らは、都城島津家の許可を得たうえで鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵の「列朝制度」のうち、必要と思われる部分のコピー入手することができたので、これに基づいて鹿児島における物価だけでなく、かるかんの価格を記載してある文の性格なども検討してみたので、これらのことと述べることにする。

なお「列朝制度」は、非常な達筆で書かれており、草書体を熟知しないと完全解読はできないので、原口虎男らが解説して出版した「藩法集 8 鹿児島藩 下」<sup>4)</sup>と照合しながら検討した。

「列朝制度」の性格や内容については、別報<sup>5)</sup>に述べておいたので、別報<sup>5)</sup>を参照されたい。

## 1. 「借銀売物部合並諸式直段定」について

「借銀売物部合並諸式直段定」（以下 直段定と略記する。）には、1718年から1799年までの文書が収録されており、40ページにわたって書かれている。図1は、その最初のページである。直段定の『部合』は歩合である。『諸式』は諸色のことと思われ、諸色とは、いろいろな品物の意味であり、『直』とは値、あたいの意である。江戸幕府から度々出された法令文に『今以諸色高直之由相聞、不届候、此已後、米穀ハ勿論、諸色直段引下ケ、下直ニ商売可仕候』というものが有る<sup>6)</sup>が、『諸色』を諸物と解釈し、『直』を値におきかえれば、この文の意味は容易に理解できる。

さて、直段定の中にかるかんの価格が書かれている文書は、原口によれば、『これは近頃物価が高くなつたから引きさげるようとの法令で、』<sup>2)</sup>あるというが、その根拠となる説明がないので、先ず、この点について検討してみた。当該の文書は次のような書きだしで始まっている。

『諸色近年高直ニ相成諸人及迷惑候段相  
聞得候諸職人高賃を取賣人共諸品高直  
ニ賣出候儀別て不都合之至候間向後別冊  
之通申付候……………賃錢直  
段等之儀引下ケ候様可致候……………  
萬一取違不相當之儀も候ハ、屹可致沙汰  
候 天明五巳十二月 安房 近江 主膳』

すなわち、この文の意味は、「諸物価が近年高値になり、諸人に迷惑が及んでいるということである。職人が高い賃金をとり、商人が諸物品を高値で売るのは特に不都合であるので、今後

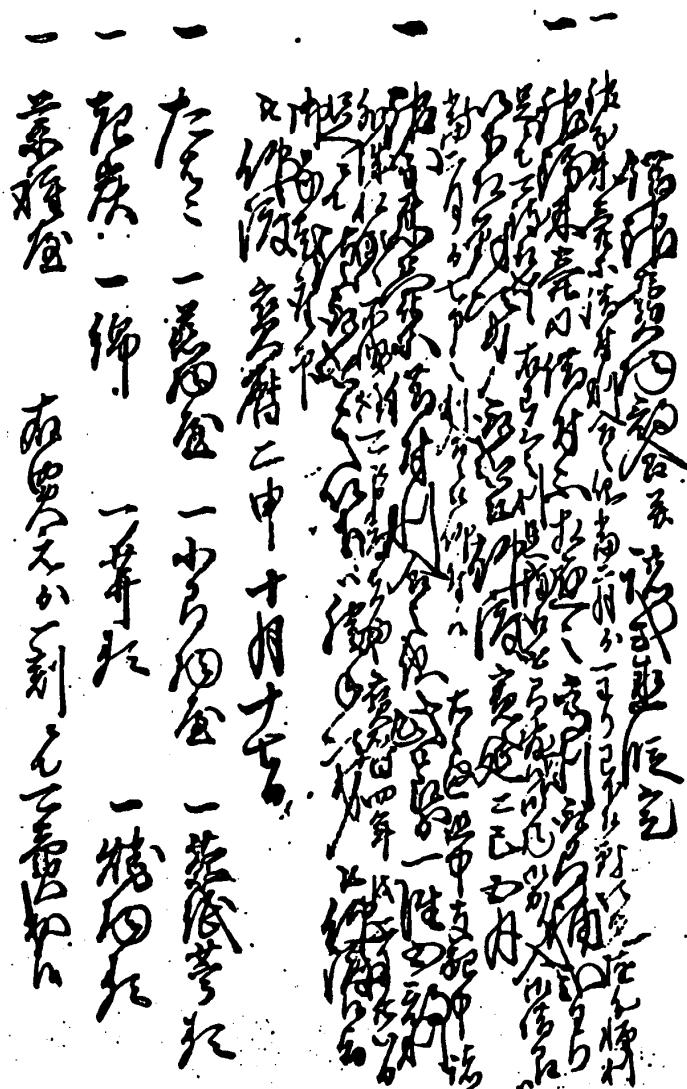


図1. 「列朝制度 卷之五十八」の  
「借銀売物部合並諸式直段定」の最初のページ

（鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵）

は別冊の通り申し付ける。……………賃金、値段などは引き下げるようすべきである。……………違反があれば、かならず処置する。」というようなことである。このような書き出しの文の次に、大工、石切・砂官（左官）・瓦師・小板屋根葺・木挽、茅屋葺、下業箒大工の賃金、挑灯（提灯）のはり替代、麻上下や夏肩衣など衣類の仕立代、次いで以下のような品々の価格が書いてある。畳、合羽、桐油、丹荷（桶）、鍬、斧、なた、かるかんを含めて13種の菓子、下駄、釘。

このようなことから、この文書は賃金、値段を引き下げ、この文書の中に定められた賃金、値段を守るようにという文書であることは明らかであって、前述のような原口の説明は当たっているといえよう。

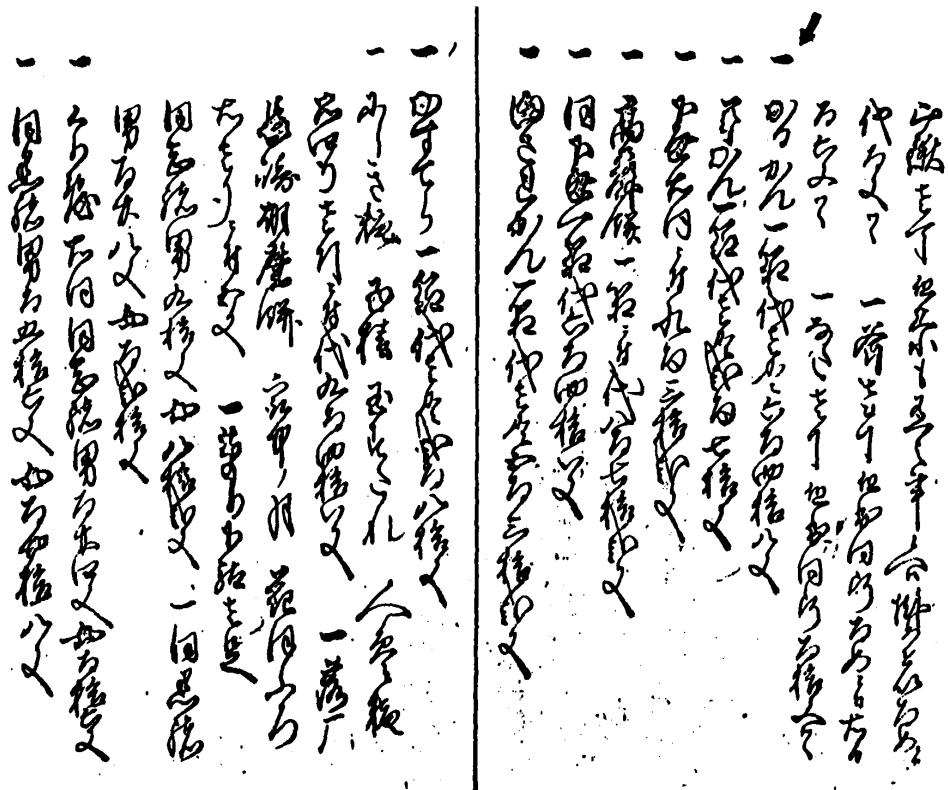


図2. 「借銀売物部合並諸式直段定」の中にでてくる菓子とその価格  
(鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵)

## 2. かるかん等の菓子の価格について

直段定の中にでてくる菓子（図2）は、かるかん、羊かん、高麗餅、満さ連かん<sup>注)</sup>、かすてら、にしき糖、玉椿、玉すだれ、人参糖、落雁、長崎胡磨餅、最中ノ月、花ぼうろの13種である。これらの中、最初の5種は一箱当たりの価格が、次のように示されている。

- 『一 かるかん一箱代壹貫六百四拾八文
- 一 羊かん一箱代壹貫貳百七拾文
- 一 下通右同ニ付九百三拾貳文
- 一 高麗餅一箱ニ付代八百七拾貳文
- 一 同下通一箱代六百四拾八文
- 一 まされかん一箱代壹貫五百三拾貳文

注) 満さ連かんの満の字は判読しにくい。藩法集<sup>4)</sup>には『まされかん』とあるので、以下まされかんと記載する。

## 大山・花園：天明5年（1785）における“かるかん”などの菓子の価格

### 一 かすてら一箱代壹貫貳百八拾文

右之通諸所直段被相究候 天明五巳十二月

.....』

文中の『下通』とは下等品の意味である。何故ならば、「列朝制度 卷之三十二 膳部定」の中に、『下通』、『中通』、『上通』の膳部がある。『上通』とは、大御目付衆より糾明奉行迄のための膳部であって、献立は平皿・汁・漬けもの・めしよりなるものである。『中通』とは、御徒目付横目より御兵具所肝煎迄のための膳部で、献立は平皿・漬物・飯茶漬よりなる。『下通』とは、足軽のための膳部で、汁・飯よりなるものである。このようなことから考えると、前述のように『下通』とは下等品の意味になる。

ところで、前報<sup>1)</sup>にも述べたように、このような菓子の価格を他の物価と比較して、その金銭的価値の高低は当時どのようであったかを考えてみることも必要であろう。前報<sup>1)</sup>において、筆者らは、当時のかるかん一箱の大きさが分からぬけれども、文献<sup>3)</sup>にあった天明年間の物価と比較し、酒1斗に相当するとしたが、この酒の価格は京都におけるもので、鹿児島におけるものではなかった。その後、筆者らは「列朝制度 卷之五十八」の中に「物価相場」および「古今銭相場」と題する記録も収められていることを知ったので、これらを照合すれば、鹿児島における当時の物価を知ることができるのでないかと考えた。そこで、先ず「物価相場」を調べてみたところ、これには、大麦、小麦、菜種子、紅花、真綿、地唐芋、麻苧、楊梅皮、真米、琉球米、赤米、粟、大豆、小豆、胡麻、木綿などの価格および錢壹貫文に相当する銀の匁数などが7ページにわたって記載されていたが、年代が1713～1770年であって、天明年間(1781～1789)には及んでいなかった。また、「古今銭相場」(これは、錢壹貫文に相当する銀の匁数を6ページにわたって48項目列挙してある文書である。)も、その記録は1695～1738年であったので、参考とはならず、結局、直段定に記載されている同一年のもので比較せざるを得ないこととなった。

直段定の中に、天明5年12月として記録されている賃金、物価の項目は前記の通りであって、酒は含まれていない。これらの中、かるかんなどの菓子の価格と比較する上で最もよい対象となるのは大工等の賃金であって、衣類の仕立て代やその他の項目の価格は、比較してみてもあまり意味がないであろう。

賃金の支払い方法には(1)賃錢のみ、(2)賃錢と真米、(3)昼飯と賃錢・真米、(4)三度賄と賃錢のような方法があり、それぞれについて記載してあるが、賃錢のみの場合が最も比較しやすい。一日の賃錢は次のとおりである。

大工	177文
石切・砂官・瓦師・小板屋根葺・木挽	160文
茅屋葺	164文
下業箇大工 <sup>注)</sup>	140文

直段定には、『但右ヶ条早朝より召仕候節は一日分賃錢割を以増錢相對次第可相渡候』と条件をつけた上で、『右之通賃錢定申付候条増賃錢等を以雇入候儀一切致間敷旨被仰渡』とあるので、この賃金は特別な場合を除いて、増錢等をしてはならない上限として定められたものである。

表1. 菓子の価格に相当する一日分賃金<sup>\*1</sup>の倍数<sup>\*2</sup>

単位	菓子名と価格	大工の賃金の倍数	石切・砂官等の賃金の倍数	箇大工等の賃金の倍数
一箱当たり	かるかん 1貫 648文	9.3	10.3	11.8
	羊かん 1貫 270文	7.2	7.9	9.1
	〃 下等品 932文	5.3	5.8	6.7
	高麗餅 872文	4.9	5.5	6.2
	〃 下等品 648文	3.7	4.1	4.6
	まされかん 1貫 532文	8.7	9.6	10.9
一斤当たり	かすてら 1貫 280文	7.2	8.0	9.1
	にしき 948文	5.4	5.9	6.8
	玉椿 948文	5.4	5.9	6.8
	玉すだれ 948文	5.4	5.9	6.8
一個当たり	人参糖 948文	5.4	5.9	6.8
	落雁 5文	0.03	0.03	0.04
	長崎胡磨餅 5文	0.03	0.03	0.04
	最中の月 5文	0.03	0.03	0.04
	花ぼうろ 5文	0.03	0.03	0.04

\* 1：天明5年12月（1785）に定められた一日の賃金は、大工177文、石切・砂官等160文、箇大工等140文である。

安永2年6月（1773）に定められた箇大工の1日の賃金は116文であるので、12年間の間に箇大工の賃金は20.7%値上がりしている。

\* 2：1貫は銭1000文である。しかし、広辞苑（第三版）によれば、江戸時代は実際には960文を1貫といった。ここでは1貫を1000文として計算した。

---

23ページの注）『下業箇大工』は、下業と箇大工のことと考えられる。何故ならば、直段定の天明5年12月の日付の文書の次に

『一 箇大工 下業 普請日用  
右は.....』

と書かれた文書があるからである。また、箇大工だけの一日の賃錢を定めてある文書もある。けれども、箇大工とは、大工の一種と思われるがどのような大工であるのか分からぬ。また、下業は鹿児島弁で“したどい”（準備あるいは補助的作業を行う者の意）というものではないかと憶測されるが、これもどのようなものであるのかはつきりしない。よって、以下『下業箇大工』は箇大工等と記載しておく。

## 大山・花園：天明5年（1785）における“かるかん”などの菓子の価格

かるかんなど菓子一箱の代金が、これら大工、石切・砂官等、箒大工等の一日分賃金の何倍に当るかを計算してみると、表1のようになり、かるかん一箱の価格は大工の9.3日分、石切・砂官等の10.3日分、箒大工等の11.8日分に相当した。

次に、昭和62年11月下旬現在の鹿児島県における賃金は、鹿児島建築工友会（鹿児島市鼓川町13-4 前田工務店内）の調べによれば、会社関係の大工の場合、1日当たり交通費・保険料等を含め約12,000円、個人営業の大工の場合、10,000円程度である。また、左官の場合、鹿児島県左官業協同組合（鹿児島市西紫原町8-4）の調べによれば、季節や時期により幾分変動するが、年平均して10,000円程度、見習は8,000円程度である。そこで、大工の賃金を、会社関係と個人営業との平均である11,000円とし、左官のそれを10,000円とし、表1の賃金倍数に乗じて、おおよその菓子の価格を求めてみると、表2のようになった。

すなわち、かるかん一箱は約10万円というきわめて高価なものとなる。従って、当時の一箱の大きさが現在と同じであるとすれば、前報<sup>1)</sup>で筆者らが述べたように、かるかんは庶民にとって容易に賞味できるものではなかったことになる。以上のように、大工、砂官等の賃金を基準にして、現在の価格に引き直してみると、かるかんの価格は予想外の高値であったことがよく理解できる。他の菓子類もそれぞれに高価であり、これは、菓子の材料、特に砂糖の価格が影響しているものと思われる。

現在、かるかんは通常、一箱分を切断して、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{2}{3}$ 、または、一箱のままの大きさで販売されている（供食しやすいように、適当な大きさにカットしたものもある）。昭和62年12月現在における $\frac{1}{2}$ の大きさのものの価格は、製造販売店により若干の差があるが、紙箱代を含めて、かるかんは2,250円～2,500円程度であり、かすてらは1,500円～1,800円程度である。これらの菓子は天明年間と比べると、現在では非常に安価であると言えよう。

表2. 表1の賃金倍数に昭和62年現在の賃金\*  
を乗じて求めた菓子一箱のおおよその価格

菓子名	円
かるかん	100,000
羊かん	80,000
〃 下等品	60,000
高麗餅	55,000
〃 下等品	40,000
まされかん	95,000
かすてら	80,000

\* : 大工の賃金11,000円、  
左官の賃金は10,000円とした。

### 3. かるかんの記録があらわれる文書の日付について

前報<sup>1)</sup>の末尾に付記として記載したことであるが、原口は直段定の中にかるかんの記録があらわれる日付を『天明六午三月（1786年）』としている<sup>2)</sup>。しかし、前報<sup>1)</sup>の付記および本報の中で明らかにしたように、この日付は『天明五巳十二月』が正しい。天明六午三月の日付は、かるかんなどの価格を記載した文書の日付『天明五巳十二月』の行より、さらに20行近く後にあらわれるものであって、他の文書の日付である。見誤ったのであろう。

鹿児島県歴史資料センター黎明館に所蔵されている都城島津家「列朝制度」のコピーのうち、必要部分を複写することを許可<sup>7)</sup>いただき、また、本稿の発表をも許可<sup>8)</sup>いただいた都城島津家当主島津久厚氏に謝意を表する。

### 文 献

- 1) 大山重信・花園冬子：かるかんの起源について、鹿児島県立短期大学紀要 自然科学篇, **38**, 5~14(1987).
- 2) 原口虎男：かるかんと春駒、N H K 鹿児島放送局編、さつま今昔, pp. 342~346, つかさ書房, 昭和58. 8.  
2.
- 3) 編集委員代表 奈良本辰也：図説日本庶民生活史 5 江戸中期, pp. 69, 河出書房新社, 昭和37. 3.  
31.
- 4) 石井良介編纂：藩法集 8 鹿児島藩 下, 創文社, 昭和56. 12. 25., 第3刷.
- 5) 大山重信・花園冬子：薩摩藩「列朝制度」の「膳部定」にあらわれる菓子について、鹿児島県立短期大学紀要 自然科学篇, **39**, 7~18 (1988).
- 6) 編集委員代表 奈良本辰也：図説日本庶民生活史 6 江戸後期-明治維新, pp. 81, 河出書房新社, 昭和37. 5. 31.
- 7) 私信：昭和62. 9. 7.
- 8) 私信：昭和63. 5. 6.